

福島市居宅介護住宅改修費等の受領委任による給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費に係る保険給付の受領委任に関して必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 居宅介護住宅改修費等

法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費をいう。

(2) 居宅要介護被保険者等

法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。

(3) 受領委任払い

市が居宅要介護被保険者等からの申請により給付する居宅介護住宅改修費等を、居宅要介護被保険者等がその受領等を委任した事業者を支払うことをいう。

(4) 介護支援専門員等

法第8条第18項、第22項、第23項、法第8条の2第16項及び第18項に定める小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、居宅介護支援及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行うことにつき、都道府県知事又は市町村長の許可を受けた事業所の介護支援専門員又は法第115条の46第1項に定める地域包括支援センターの職員をいう。

(対象者)

第3条 居宅要介護被保険者等が、居宅介護住宅改修費等の給付を受けようとする場合には、償還払いのほか、受領委任払いを選択することができる。

2 居宅要介護被保険者等が法第66条第1項に規定する支払方法の変更の措置を受けている場合、及び法第67条第1項若しくは法第68条第1項に規定する保険給付差止の措置を受けている場合には、前項の受領委任払いを選択することはできないものとする。

(登録事業者)

第4条 前条において居宅要介護被保険者等が受領委任払いを選択する場合には、市内に事務所を構える住宅改修を業とする者であって、住宅改修費受領委任取り扱いについて市長の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）に工事を依頼しなければならない。

(事業者の登録申請)

第5条 住宅改修を業とする者が登録事業者となるためには、市長に福島市居宅介護住宅改修費等受領委任取扱事業者登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請者に居宅介護住宅改修費に係る研修を実施するものとする。

3 第1項の規定による申請者は、本人又はその役職員を、前項の研修に出席させなければならない。

4 市長は、第1項に規定する申請を審査し、その内容を適当と認めるときは、福島市居宅介護住宅改修費等受領委任取扱事業者登録簿（様式第2号）に登載し、申請事業者に対し福島市居宅介護住宅改修費等受領委任取扱事業者登録決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（事業者登録の有効期間）

第6条 事業者登録の有効期間は、前条第4項の通知の日の属する月の翌月の初日から直近の偶数年度の末日までとする。

（登録事業者の責務）

第7条 登録事業者は、法令、条例その他の規定並びに居宅介護住宅改修費等の受領委任による給付に関する市長の指導を遵守し、適切な住宅改修を行わなければならない。

2 登録事業者は、居宅要介護被保険者等が居宅介護住宅改修費等の受領に関して受領委任を選択した場合において、当該住宅改修費に利息を課すなど居宅要介護被保険者等に不利な条件を付してはならない。

3 登録事業者は、住宅改修を行うに当たり、介護支援専門員等と密に連携しなければならない。

（登録の更新）

第8条 市長は、登録事業者がその登録の有効期間の満了する前に、市長に登録申請書を提出したときは、事業者登録を更新することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第5条第4項の通知書により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により更新した事業者登録の有効期間は、更新前の登録有効期間の満了日の翌日から直近の偶数年度の末日までとする。

（登録の変更）

第9条 登録事業者は第5条第1項に規定する申請内容に変更があったときは、市長に福島市居宅介護住宅改修費等受領委任取扱事業者登録内容変更届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 登録事業者が住宅改修事業を廃止又は休止した場合には、市長に福島市居宅介護住宅改修費等受領委任取扱事業廃止・休止届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

（登録の取消）

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、既に行った登録を取り消すものとする。

(1) 居宅介護住宅改修費等の請求等に関し不正を行ったとき。

(2) 手続き等に関して市長の指導に従わなかったとき。

(3) 市長が求めた諸報告に対し虚偽の報告を行ったとき。

(4) 住宅改修事業を廃止又は休止したとき（ただし、休止期間が登録有効期間を超える場合に限る）。

(5) 虚偽、誇大な広告を行ったと認められるとき。

(6) その他法令違反等を行い、登録事業者としてふさわしくないと判断されたとき。

（介護支援専門員等の役割）

第11条 介護支援専門員等は、居宅要介護被保険者等が自らの意志で登録業者を選定できるように

資料を提供するものとする。

- 2 介護支援専門員等は、前項で選定した登録事業者と居宅要介護被保険者等の打ち合わせ会議を主催しなければならない。

(事前審査及び結果通知)

第12条 介護支援専門員等は、前条の打ち合わせ会議終了後、市長に対し福島市居宅介護（介護予防）住宅改修事前審査依頼書（様式第6号）（以下「審査依頼書」という。）を提出し、事前審査を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、事前審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費内訳書
- (2) 着工前の状態が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類

- 3 市長は、前項の審査依頼書の提出があった場合には、速やかに審査を行い、結果について福島市居宅介護（介護予防）住宅改修事前審査結果通知書（様式第7号）により介護支援専門員等へ通知するものとする。

(登録事業者に対する居宅介護住宅改修費等の支給)

第13条 登録事業者が居宅要介護被保険者等に係る住宅改修を行った場合で、当該居宅要介護被保険者等から居宅介護住宅改修費等の受領の委任を受けたときには、登録事業者は居宅介護住宅改修費等に係る保険給付の範囲内において市長から支払いを受けることができる。

- 2 前項の規定により、居宅介護住宅改修費等の支給申請をしようとする者は、福島市介護保険法施行細則（平成12年規則第39号）第十九条に定める、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書兼口座振込依頼書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福島市居宅介護住宅改修費用額明細書兼完了確認書（様式第8号）
- (2) 領収書
- (3) 完成後の状態を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

- 3 第1項の居宅要介護被保険者等からの登録事業者への委任は、本条第2項に定める委任状を提出しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 事業者登録の有効期間が平成16年度末までの登録事業者で、市長が開催する更新時研修会に出席したものについては、第7条第1項の規定による申請があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(旧要綱による書類の提出に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして新様式により作成した用紙として使用することができる。